



世界の 気候訴訟

危険な気候変動から護られる権利の確立へ

目次

はじめに	I
基本用語	II
気候訴訟年表	II
1 世界の気候訴訟を先導したアージェンダ訴訟（オランダ） ～科学が要請する水準での排出削減は国に課された法的な義務である	1-1
2 シニア女性が起こした気候訴訟（スイス） ～欧州人権裁判所の歴史的な判決	2-1
3 連邦気候保護法を違憲とした憲法裁判所（ドイツ） ～今日の気候保護が明日の自由を守る	3-1
4 インド最高裁判所が開いた地平（インド） ～生命・自由権と平等権から気候変動の悪影響から保護される権利を確認	4-1
5 韓国の若者たちの挑戦（韓国） ～憲法裁判所が目標不在の違憲と認める	5-1
6 パリ協定を人権条約とした最高裁判決（ブラジル） ～世界で初めてパリ協定を人権条約として認めた判決	6-1
7 モンタナ州若者気候訴訟（米国） ～清浄で健康的な環境は基本的人権の一つ	7-1
8 ハワイ州の若者、州政府、最高裁判所の挑戦（米国）	8-1
9 ペルーの農民がドイツの電力会社相手に起こした民事訴訟（ドイツ）	9-1
10 シェル事件（オランダ） ～大量排出者は削減の義務を負っている	10-1
11 「グリーンウォッシュ」広告に対する訴訟	11-1
12 日本における気候訴訟 ～神戸製鋼火力発電所事件	12-1
13 日本でも始まった若者による気候訴訟	13-1
参考文献	III

はじめに

■ 気候危機と国際社会の現在地

“温室効果ガスの排出量は増え続けています。世界の気温は上昇し続けています。私たちの地球は、気候変動による混乱が取り返しのつかないものとなる臨界点へ、急速に近づいています。私たちは、気候変動地獄へと向かう高速道路を、アクセルを踏んだまま走っているのです。”

2022年11月、気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）の開会式で、国連グテーレス事務総長が各国代表団に語ったことです。翌23年7月27日、世界で猛暑が続くなか、グテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と宣告しました。実際、2023年は最高気温を更新し、24年はさらに上回り、単年の平均では1.5℃を越えました。2025年も北半球は平均気温を超える暑さに見舞われています。

2015年にパリ協定が採択され、2021年のCOP26で、世界は平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを決意しました。そのためには2050年までに世界全体で排出量を実質ゼロとする必要があります。

このままホットアースに向かうのか、そこから道を変えることができるのか、今、私たちはその分かれ道に立っています。今日の気候危機の姿について、アメリカ石油協会は1959年に、水爆の父として知られる物理学者エドワード・テラーから教えられ、知っていました。テラーは化石燃料を他のエネルギーに置き換える必要があることも告げていました。この経過は、歴史学者の調査や気候訴訟のなかで、数年前に明らかにされたことです。1.5℃の気温上昇を抑えるために、国や大規模排出企業の排出削減に、もはや一刻の猶予もありません。

■ 気候訴訟とは

この思いが、気候訴訟という新たな訴訟の一群を生み出しました。気候訴訟とは、UNEPによれば、「気候変動に対する緩和、適応及び気候科学に関する法又は事実を主要な争点とする訴訟」と定義されています。熱波による熱中症、極端な豪雨による洪水被害、熱波や豪雨、乾燥による農業などへの影響、相次ぐ山火事など、気候の異変は人々の生命、健康や個人の生活そのものを破壊します。これらの訴訟で一貫しているのは、子どもたちをこうした危険な気候変動の影響から護ろうとする市民の思いです。

気候危機を回避するには、化石燃料の使用をやめ、再エネに転換していく必要があります。しかし、どの国にも十分な法的制度がないのが実情です。国や大量に排出する企業の排出削減が法的義務であることを確認する訴訟に、近時は若者自身が立ち上がり、声を上げています。その声を受け止めた裁判官たちが、各国で既存の法を活用し、現代の危機に即して解釈、運用する工夫をして、新たな地平を開いています。

国の削減目標の引き上げや対策の強化を求める訴訟に加えて、計画の具体化や実施を求めるなど、企業を被告とする訴訟でも注目すべき動きがあります。当初は米国や欧州が中心でしたが、ブラジルなど中南米、豪州などでも重要な動きがみられ、インドや東アジアにも広がってきました。日本でも、若者気候訴訟など新たな動きが生まれています。

本書では、気候訴訟に関わった弁護士が、この約10年にみられた世界の特筆すべき動きやケースを紹介しています。それぞれの章で、若者など原告たちのたたかいとともに、将来世代のために勇気をもって職務を追究しようとする世界の裁判官たちの姿にも気づかれることでしょう。

2025年7月23日には気候変動にかかる国の責任などについて、国際司法裁判所から重要な勧告的意見が出されたところです。こうした動きも含め、今後も注目すべき判決を随時、追加していきたいと考えています。

2025年7月
（浅岡美恵）

基本用語

パリ協定

気候変動枠組条約の下で 2015 年 12 月に採択され、2016 年 11 月に発効した国際条約です。日本も同月に批准しました。産業革命以降の世界の平均気温の上昇幅が 2℃を十分下回り、1.5℃以内に抑制するよう努力するという目標を掲げています。各国に直接、削減義務を課した条項はありませんが、世界各国は自国の温室効果ガスの排出削減目標を提出することになっています。その削減量の合計が目標達成に不十分な場合は、各国の削減目標を更に引き上げることになっています。

IPCC

The Intergovernmental Panel on Climate Change の略で、「気候変動に関する政府間パネル」と訳されています。1988 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) によって設立された政府間組織で、気候変動とその対策について科学的、技術的、社会経済学的な評価を行う組織です。研究機関ではなく、あくまで世界中の研究者が発表した論文を評価して、評価報告書として公表する機関です。

カーボン・バジェット

IPCC の第5次評価報告書 (2013 年) では、世界全体の CO₂ の累積排出量と地球の平均気温の上昇がほぼ比例関係にあることが明らかにされました。このことから、地球の平均気温の上昇を一定の温度に抑える場合の排出量の計算が可能です。この量のことを「カーボン・バジェット」(炭素予算)といい、一定の気温上昇を抑えるために今後排出できる排出量のことを「残余カーボン・バジェット」と呼んでいます。

気候訴訟年表

年	月	訴訟内容	国
2013 年	6 月	アージェンダ事件 提訴	オランダ
2015 年	6 月	アージェンダ事件 ハーグ地裁判決	オランダ
2017 年	11 月	ペルー事件 ドイツのハム高裁決定	ドイツ
2019 年	12 月	アージェンダ事件 最高裁判所判決	オランダ
2021 年	3 月	ドイツ若者気候訴訟 連邦憲法裁判所決定	ドイツ
2021 年	5 月	シェル事件 ハーグ地方裁判所判決	オランダ
2022 年	6 月	最高裁判所判決	ブラジル
2023 年	3 月	ハワイ州最高裁判所判決	アメリカ
2023 年	8 月	モンタナ訴訟 州地方裁判所判決	アメリカ
2024 年	2 月	スイスシニア女性事件 欧州人権裁判所判決	スイス
2024 年	3 月	インド最高裁判所判決	インド
2024 年	3 月	KLM 航空事件 アムステルダム 地方裁判所判決	オランダ
2024 年	6 月	ハワイ若者交通対策和 解ハワイ州司法裁判所	アメリカ
2024 年	8 月	韓国憲法裁判所判決	韓国
2024 年	11 月	シェル事件 ハーグ高等裁判所判決	オランダ
2024 年	12 月	モンタナ訴訟 最高裁判所判決	アメリカ
2025 年	5 月	ペルー事件 ハム高等裁判所判決	ドイツ

1 世界の気候訴訟を先導したアージェンダ訴訟（オランダ）

～科学が要請する水準での排出削減は国に課された法的な義務である

2013 年、オランダの NGO と 886 人の市民が政府に、オランダの 2020 年の温室効果ガス（GHG）の削減目標を 1990 年比で 20% から 25 ～ 40% に引き上げることを求めた気候訴訟を提起しました。ハーグ地方裁判所（2015 年）とハーグ高等裁判所（2018 年）は訴えを認め、オランダ最高裁判所も 2019 年 12 月 20 日、2020 年の温室効果ガスの排出削減目標を 1990 年比で 25% 削減に引き上げるよう国に命じました。この判決は、国の温室効果ガス削減目標が不十分で違法であると認めただけでなく、削減目標値を具体的に示した点が画期的で、その後の世界の気候訴訟に大きな影響を与えることになりました。

■ 若き NGO の挑戦

アージェンダ（Urgenda）は、マルジャン・ミネスマという国際法などの研究者がオランダを持続可能な社会にしたいと考え、2008 年に設立した、まだ歴史の浅い NGO です。ミネスマは、気候変動の影響が現実化していく中で、気候変動対策を強化し持続可能な社会を築いていきたいと考え、この団体を設立しました。その翌年、コペンハーゲンで気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）が開催されました。そこで、京都議定書の約束期間後、つまり 2013 年以降の排出量の削減について新たな国際合意を行うことが期待されていました。しかし、期待は完全に裏切られました。

翌 2010 年にメキシコ・カンクンで開催された COP16 では、2℃目標を目指すことがようやく合意され（カンクン合意）、EU（欧州連合）は、EU 全体で 2020 年までに温室効果ガスを 1990 年比で 20% 削減し、再生可能エネルギー電力の割合を 20% にするという目標を掲げました。オランダは EU 加盟国の中では一人当たりの排出量が多い国で、30% 削減する目標を掲げていました。ところが、2012 年に政府はその目標を 20% に引き下げてしまいました。アージェンダは、政府に対して目標を引き上げるよう要請しましたが、政府は受け

入れようとしませんでした。そのときミネスマは訴訟を起こすことを決断しました。

訴訟に大きな影響を与えたのは、2012 年にベルギーのアントワープのロジャー・コックス弁護士が出版した「The Revolution Justified」という本でした。本の中で、彼は「気候危機の回避には確実な排出削減が必要であり、削減を法的な義務とする必要がある、それは裁判所の役割だ」と訴えました。

■ オランダ国に対して訴訟を提起

アージェンダが 2013 年にオランダのハーグ地裁に提起した訴訟は国を被告とする民事訴訟です。IPCC は 2007 ～ 2008 年にかけて取りまとめた第 4 次報告書で、気温の上昇幅を 2℃以内に抑えるためには先進国が 2020 年までに 1990 年比で 25 ～ 40% の削減を行うことが必要としていました。2010 年の COP16 におけるカンクン合意ではこの 2℃目標が確認されました。しかし、国の削減目標はこの削減水準を大きく下回っていました。アージェンダの訴えの骨子は、気温上昇を 2℃未満に抑えるために科学が要請する削減目標を定め、危険な気候変動による国民の生命や健康、生活への深刻な影響を回避することは国の義務である、2℃目標に必要とされる水準の削減目標を下回っているのは国の不法行為である、というものです。EU 諸国では環境 NGO も、定款で定める目的に関わる事柄については自ら原告となって訴訟を提起することができます。この点が日本と大きく異なる点です。

提訴後の 2013 年 10 月、IPCC は第 5 次評価報告書を公表し、世界の累積排出総量と世界の温度目標とがほぼ比例関係にあることを明らかにしました。この報告によって、「残余カーボン・バジェット」という考え方が浸透していくことになり、これもアージェンダの訴訟にとっては追い風となりました。2015 年 6 月、ハーグ地方裁判所は、国に対して、最低限の義務として、2020 年の削減目標を 1990 年比で 25% 削減に引き上げるよう命じました。世界が IPCC 第 5 次評価報告書をベ

スにパリ協定の採択を目指して交渉を続けているさなかで下された判決でした。

■ 画期的な判決を生んだ勝因

2018年10月にはハーグ高等裁判所も地裁に続き訴えを認める判決を出し、2019年12月20日にはオランダ最高裁もこれらの判決を踏襲しました。こうして原告の勝訴が確定しました。

アジェンダ訴訟は、なぜ勝訴できたのでしょうか。訴訟に携わったデニス弁護士らは、訴訟の戦略と立証方法、市民社会の支持を得たことが勝因になったと総括しています。第一に、訴訟の対象を石炭火力発電所など個別の部門や施設についての対策ではなく、国の削減目標自体を焦点とすることで、個別の排出源からの排出が気候変動にどのような影響を及ぼすのかという因果関係をめぐる論争を回避し、国の気候変動対策の強化を焦点にすることができました。第二に、国の削減義務を論証していくために、IPCCなどで明らかにされた科学的な事実と国際社会の合意形成の経過をつぶさに学んだ上で、裁判所には当事者間に争いが無い事実、つまり訴訟の双方の当事者が認めている事実として確認させました。そうした事実を基礎として、

1) 国民を危険な気候変動から保護する義務

2) 他の国の不作為を理由に責任を免れられるか

3) 科学的根拠に基づく「国の最小限の削減水準」

との論点を明示し、裁判官を説得していきました。気候変動の影響は生命、健康や家庭生活基盤を脅かす人権問題であると位置づけ、欧州人権条約も根拠にしました。

■ アジェンダ判決の歴史的な意義

気候変動の問題の基礎にあるのは、長い時間をかけて排出量が累積し、影響も増大していくという科学的な将来予測です。このため、訴えられた側からは、差止めを求める上で前提となる「被害の実現性」や「切迫性」が存在しない、という主張がなされるのが常です。しかし、ハーグ地方裁判所はこうした主張を退けました。裁判所は、気候変動が将来世代に及ぶ大規模で破滅的な脅威であり、その影響は単なる「リスク」で

はなく、人々の「デンジャー (danger)」や「ハザード (hazard)」である、そうした危険は既に「現実 (real)」かつ切迫した (immediate)」危険であり人権侵害である、としたのです。さらに、気候変動の危険の切迫性とは、「影響が現れるまでの時間の長短をいうのではなく、確実にそこに向かっていくことをいう」とも述べました。裁判所のこの指摘は、気候変動の危険性の特質を適切に捉えたもので、特に重要です。

オランダ政府は「国の排出量は世界の0.5%に過ぎない」と主張しました。いわゆる大海の一滴論です。しかし、裁判所はこの主張を退けました。気温上昇を2℃未満に抑えるための残余カーボン・バジェットは限られている上に減少し続けており、どの国の排出も大気中のCO₂を増加させ危険な気候変動に寄与する、それは確立した科学的知見である、としたのです。その上で、国には危険な気候変動を防ぐために応分の役割、即ち、国際社会で合意されている水準の排出削減を果たす責任があり、排出量の多寡にかかわらず応分の負担をしなければならない、と結論づけました。

■ 政治の役割と司法の役割

国の排出削減は法的な義務である、という判決は、気候科学と国際交渉の到達点を見据えて、司法がその役割を果たした判決と言えます。どの国の政府も、また大量のCO₂を排出している事業者も、「気候保護は政治的な課題であって裁判所の役割ではない」と主張します。オランダ最高裁も、削減目標を設定することは基本的に政治的な課題であることは否定しませんでした。しかし、そうであっても、危険な気候変動によって生命、健康などの基本的権利が脅かされているとき、国には気候危機を回避するための削減を行う義務があり、国がこの最低限の義務を果たしているかどうかを判断するのは裁判所の役割である、と述べました。これは、現在の世界の気候訴訟における最も重要な点です。

気候変動問題では、全ての国が確実に排出削減を実現できなければ温暖化を止めることができません。この訴訟の提訴後、2015年12月(COP21)にはパリ協定が採択され、2021年(COP26)には1.5℃の気温上昇を抑えることを目指すとしたグラスゴー気候合意が採択されました。個々の排出源からの排出量による気候変動への影響に対する寄与を科学的に分析する手法も

進展しています。アージェンダ判決はこうした展開の礎を築いたと言えます。

ハーグ地裁判決後に、アメリカ、アイルランド、スイス、ベルギー、フランスなど多くの国で同様の訴訟が広がり、多くの裁判所で原告が勝訴しました。ドイツの連邦憲法裁判所は2021年3月、世代間の公平にまで踏み込んだ決定を下しました。原告の訴えが却下された国もありますが、2024年4月、欧州人権裁判所はスイスの事件について条約違反を認めました。

アージェンダ判決の指摘は、大量の排出をする事業者の責任の根拠にもなるものです。2021年7月にハーグ地裁がシェルグループに対して下した判決については後ほど紹介します。

■ 世論を高め、支持を広げる

アージェンダは、多くの市民がこの裁判の共同原告になり、訴訟に参加できるように、様々な活動を行いま

した。

アージェンダは、政府は敵ではなく、訴訟は政府を助けるもの、という立場で取り組みました。政府に対し、排出削減のための40の対策リストを作成して提示しました。2015年にハーグ地裁で勝訴した後は、政府も彼らの提案に耳を傾けるようになったといいます。

オランダは国土の広い範囲が海面以下にあります。たとえ、大気中のCO₂濃度が安定したとしても、海面の上昇はその後数百年も続くとされています。オランダには気候変動の影響を実感しやすい環境があると言えるのかも知れません。しかし、足元を見れば、日本においても東京や大阪などの大都市には広大な海拔ゼロメートル地帯が広がっています。気候変動は私たち日本人にとっても既に切実な問題であるはずで

(浅岡美恵)



Urgenda ウェブサイト Climate Case - Urgenda
<https://www.urgenda.nl/en/home-en/#>

～欧州人権裁判所の歴史的な判決

アージェンダ訴訟のような、中央政府や地方政府の気候変動緩和のための取組に異議を唱え、目標の引上げや法律・政策の実施を求めるタイプの裁判は、「枠組み訴訟」又は「体系的訴訟」などと呼ばれています。オランダ最高裁判所判決を受けて、世界の多くの国に同様の訴訟が提起されました。その一つがスイスにおけるシニアの女性たちの訴えでしたが、スイスの最高裁判所はこれを棄却しました。

欧州人権裁判所は、国内裁判所で認められなかった人権侵害の訴えをさらに審査する裁判所です。ここで、2024年4月に、スイス国の気候変動対策についての歴史的な判決の言い渡しがありました

国の不十分な気候変動対策は人権侵害

2024年4月9日、フランス・ストラスブールにある欧州人権裁判所で、歴史的ともいえるべき重要な判決が言い渡されました。それは、市民らによる「スイス政府の不十分な気候変動対策は人権侵害である」との主張を認め、スイス政府の行為を違法とするものでした。

判決は、気候変動枠組条約及びパリ協定への合意により「各締約国はそれぞれに気候変動に対処するための措置を講じる責任を負う」とした上で、欧州人権条約8条が保障する「個人生活及び家族生活の尊重を受ける権利」に照らせば、「国には、気候変動によって引き

起こされる悪影響とそのリスクから生じる生命、健康、幸福及び生活の質に対する重大な悪影響から個人を効果的に保護するための役割を果たす義務がある」と指摘しました。そして、スイスのカーボン・バジェットの算定等による排出削減目標の設定とその実現対策等、気温上昇を産業革命前から1.5℃の上昇にとどめるための努力を怠ってきたスイス政府の行為は、条約8条に違反すると結論付けました。

**シニア女性たちによる
未来の世代のための訴訟**

この裁判は、2020年に、スイスの女性たちによる団体「気候保護のためのシニア女性の会（KlimaSeniorinnen）」と4人の女性たちによって提起されました。

当初、裁判は2016年にスイス国内の裁判所に対して提訴されましたが、連邦行政裁判所と連邦最高裁判所が訴えを棄却したため、2020年に欧州人権裁判所に訴えを起こしました。欧州人権裁判所は、EUの加盟国や英国など46か国が加盟する欧州評議会の人権救済組織で、加盟国の公権力の行使による人権侵害を事件として取り扱う裁判所です。



欧州人権裁判所
© Greenpeace / Shervine Nafissi



判決直後、欧州人権裁判所前の原告メンバーら
© Miriam Künzli / Greenpeace

2500人以上が参加するシニア女性の会は64歳以上のメンバーで構成され、そのほとんどを70代の女性が占めています。複数の研究によれば、高齢者は気候危機や熱波の影響を受けやすく、女性は男性よりも健康を害しやすいとされます。訴訟では、原告ら個人の申立は却下されましたが、シニア女性の会の申立は認められ、高齢女性が気候変動の影響を特に受けやすいこともスイス政府による人権侵害の根拠とされました。しかし、彼女らの粘り強い活動の根底には、自分たちの日々の暮らしに、子どもや孫の世代の未来を守りたいという強い思いがありました。

彼女らの想いは判決当日に発したメッセージにも現れていました。欧州人権裁判所は、同日の判決で、ポルトガルの12歳から24歳までの若者たちによる訴えについては「国内での手続きが尽くされていない」ことを理由に却下しました。これに対し、シニア女性の会はこのコメントしました。

“私たちの勝利は、全ての世代にとっての勝利です。とりわけ、長期的な気候改善の恩恵を受けることになるポルトガルの若者たちの世代にとって、法廷に若者がいたことで、裁判官たちに未来の人権というものを示すことができたのです。”

■ 欧州人権裁判所の位置づけと判決の影響

この判決の重要な意義は、「気候変動による悪影響から効果的に保護される権利」が個人の権利として認められた点にあります。欧州の国際人権裁判所が、初めて、気候変動の問題を人権問題として取り上げたのです。

欧州人権裁判所の判決は、加盟国に対して直接的な拘束力を持ちます。このため、スイス政府は、判決に従って十分な気候変動対策を講じる義務を負います。判決は、スイス以外の加盟国に対しても判例として影響を与えることになります。

この判決は、気候変動の影響を受ける人々を代表して訴訟を提起する法的地位を環境団体に対して認めました。今後、加盟国の政府による気候変動対策が不十分な場合には、同様の訴訟が欧州人権裁判所に対して提起されることが予想されます。

(増本志帆)



KlimaSeniorinnen のメンバーたち
© Greenpeace / Shervine Nafissi

3 連邦気候保護法を違憲とした憲法裁判所（ドイツ）

～今日の気候保護が明日の自由を守る

気候変動は世代間の対立という問題をはらんでいます。気候変動によってより深刻な影響を被るのは、若者やこれから生まれて来る人々であるためです。2021年、ドイツの連邦憲法裁判所は、基本的人権（自由権）という観点からこの問題に向き合い、連邦気候保護法を憲法違反としました。

■ 学校ストライキ

前述の憲法裁判所の判決を導き出したのは、気候変動に危機感を抱いた若者らの運動でした。運動は2018年8月にスウェーデンの15歳の少女が一人で始めたストライキに端を発します。ドイツでも彼女の抗議に共感した若者が毎週金曜日に、授業をボイコットして町を練り歩くようになりました。この「気候のための学校ストライキ（Fridays For Future）」はSNSを通じて全国に広がり、翌年3月にはドイツ全土で約3万人の若者がデモに参加する事態に発展しました。

10代半ばの若者、日本で言えば中学生、高校生らが自らの要求を政府に突き付けるのはドイツでも初めてのことでした。政府も彼らの要求を無視することはできなくなり、メルケル首相（当時）は「2019年9月20日までに新たな排出削減策を決める」と約束しました。

約束の日（2019年9月20日）も金曜日でした。この日は全国でおよそ140万人が「気候デモ」に参加し、政府が強力な排出削減策を取るよう求めました。環境問題では前例がない規模のデモになりました。メルケル首相は徹夜の閣議の末に、これまで排出量取引制度ではカバーされて来なかった暖房や輸送の分野でもCO₂の排出に課金を行うことなど、追加の対策を取り決めました。2019年12月には連邦気候保護法を制定し、2050年までの間に気候中立を実現することを法律に明記しました。排出量を削減していくための道筋と責任を明確にするため、法律には、2030年までの間のセクターごとの排出許容量なども決めました。

■ 「憲法に違反している」

若者が起こした運動は政治を突き動かしました。しかし、政府が出した答えは彼らの目には全く不十分なものに映りました。脱石炭の時期は彼らが求めていた2030年ではなく、2035～38年に先延ばしされました。これでは1.5℃目標には届きません。暖房用のエネルギー消費への課金は、CO₂排出量1トン当たり10ユーロから始め、35ユーロまで徐々に引き上げて行くというもの、大きな変革を期待できるものではありませんでした。

しかし、この失望が彼らを次の行動へ駆り立てました。連邦憲法裁判所に憲法異議の訴訟を起こすことにしたのです。ドイツでは、法令が基本法に違反する場合、連邦憲法裁判所に無効の宣言や修正を命ずる判決を求めることができます。憲法異議は、基本的人権を守るための最後の砦とされています。

2020年1月、学校ストライキの中心になっていたノイバウアーさんら9人の若者が、連邦憲法裁判所に訴えを起こしました。連邦気候保護法が掲げる削減目標は生命身体や財産を守るには全く不十分であり基本的人権を侵害している、として、連邦気候保護法が憲法（基本法）に違反しているという判決を求めたのです。

■ 違憲判決

とはいえ、法律家の間では彼らの訴えに懐疑的な見方が主流でした。

ドイツでは、私人の行為や環境の変動によって基本権が侵害される場合であっても国には基本権を保護する義務（保護義務）がある、とされています。しかし、その義務をどうやって果たすのかは議会の裁量に委ねられており、連邦憲法裁判所が違憲判決を下すことができるのは、保護が全く不十分な場合などに限られます。連邦憲法裁判所は人権保護のための砦としての役割を積極的に果たしていることで知られ、人権保護という観点から社会の発展をリードして来ました。しかし、保護義務がからむ問題での動きは鈍く、環境問題で保護義

務に違反することを理由に違憲判断を下した例はまだ一件もありませんでした。

しかし、連邦憲法裁判所は 2021 年 3 月、連邦気候保護法を違憲と判断しました。8 人の裁判官の全員一致での判断でした。保護義務に違反することは否定しましたが、連邦気候保護法では将来の自由を保護する手立てが不足している、としたのです。

「基本法は自由な行動を保護しているが、現時点では多くの行動が CO₂ の排出と結びついている。もし、パリ協定が定める気温の上限に達してしまったら、CO₂ の排出に直接間接に結びついた行動をより強力に制約する必要があるが、それは将来的な自由に対して逃れる術のない危険を及ぼす。」（要約）

裁判官は、CO₂ の排出が許されなくなってしまうと自由に行動できなくなり、将来の人権が大きく制約される、と指摘しました。カーボン・バジェットを現実の問題として真摯に受け止め、基本的人権の保護の観点でも重大な意味を持つことを指摘したのです。これは、気候変動における世代間対立という問題につながります。裁判官は判決の中でこう指摘しました。

「ある世代が軽い削減の負担しか負わず、カーボン・バジェットの大きな部分を費消してしまう一方で、その後の世代に対して一異議申立人が『急ブレーキ』と表現するような一急激な削減の負担を押し付け、彼らの生活上の自由に重大な喪失をもたらすことは均衡性（バランス）の要求に照らし許されない。」

排出を削減することによる負担は、世代間で公平に分担しなければならない、という判断です。そのためには、

若者世代が負うことになる将来の自由の制約の回避をも視野に入れつつ、先を見越した方策を講じることが必要になります。それにもかかわらず、連邦気候保護法では 2030 年以降の削減についての定めがほとんど欠けていることを裁判官は問題視しました。

憲法裁判所の裁判官は、気候政策において将来世代の自由を軽視することに警鐘を鳴らし、連邦議会に対し、2021 年末までに連邦気候保護法を判決に沿う内容に修正するよう命じました。

■ 判決がもたらしたインパクト

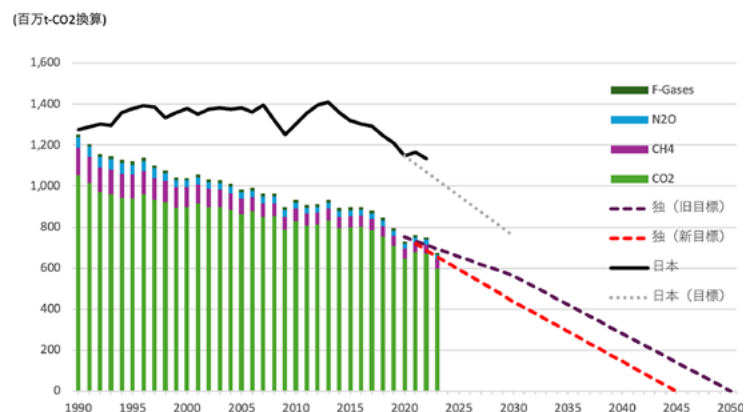
メディアはこの判決を一斉に報じました。連邦政府は判決後わずか 2 週間あまりで連邦気候保護法の改正案を取りまとめ、連邦議会に提出しました。連邦議会も 6 月の議会で改正法案を可決しました。2030 年の削減目標は 1990 年比で 65% に引き上げられ、実質排出ゼロの達成時期も 2045 年に 5 年間前倒しされました。グラフで見ると小さな変化のように見えるかもしれませんが、排出量を削減していくための道筋はようやく直線的なものに、つまり、各世代が等しく負担を分かち合うものに修正されました。

2021 年 12 月に誕生した新政権の下では、2035 年までに電力を全て再生可能エネルギーで賄う目標が定められ、再生可能エネルギー法（EEG）に 2030 年までに再エネ割合を 80% に引き上げることが明記されました。この判決は停滞していた気候政策に大きなインパクトを及ぼしました。

（千葉恒久）



連邦憲法裁判所（カールスルーエ）
執筆者撮影



温室効果ガス排出量の推移
修正された実質排出ゼロの到達時期と削減経路 折れ線は日本の排出量

～生命・自由権と平等権から気候変動の悪影響から保護される権利を確認

インドは中国、アメリカに続く世界第3位の温室効果ガスの排出国であるとともに、気候変動の深刻な影響を最も受けやすい国の一つでもあります。多くの社会的課題も抱えています。そのインドで、2024年3月21日、最高裁判所は「気候変動の悪影響から自由である権利」が国民の基本権権利であることを宣言しました。この権利は、インド憲法の生命と自由の権利（21条）と平等の権利（14条）から導かれ、これはインド憲法48条Aの環境権と表裏一体をなすものとなりました。インド最高裁判所が気候変動の悪影響に対する市民の権利に新たな地平を開いたものといえるでしょう。

■ インドの若者訴訟

この判決にもつながる訴訟の一つに、リディマ事件があります。2017年3月、ヒマラヤの麓のウッタラカンド州のリディマ・パンディが、気候変動の影響から護られる権利があるとして、インド国立環境裁判所に提訴した事件です。国に対し、温室効果ガス排出の影響を評価できる国家炭素予算を作成することなどを求めています。この訴訟も、モンタナ訴訟などを支えた Our Children's Trust が支えてきた訴訟です。

しかし、国立環境裁判所は2019年1月15日、「気候変動は1986年環境保護法に基づく影響評価のプロセスでカバーされる事項であり、パリ協定やその他の国際議定書がインド政府の政策に反映されていない、あるいは環境許可を与える際に考慮されていないと推定する理由はない」として、訴えを却下していました。

それから長い時間が経過しましたが、インド最高裁判所は2024年12月、2名のアマカス・キュリエ（法廷助言者）を任命し、積極的に取り組む姿勢を見せました。法廷助言者はエネルギー、電力、運輸、石油・天然ガス、繊維、科学技術など関係する重要な省庁間の連携が不可欠であるとの意見を提出し、これを受けて最高裁判所は2025年2月21日、政府に対し、より積極的な気候変動対策を求めました。判決では、1) 気候変動は、極端な気候現象の増加によって生態系を脅かす

だけでなく、公衆衛生の悪化、農業生産性の低下など、人間の生活や生計、経済へも深刻な影響を及ぼすこと、2) インドのように人口が多く、急速に発展している国では、多くの人々が気候の影響を受けやすい部門に依存して生計を立てており、その対応は、環境保護の枠組みを超え、経済レジリエンス、社会的正義、持続可能な開発の緊急課題として浮上していること、3) こうした状況を受けて、国際社会は国連のもとで協調した行動をとる必要があり、既存の法的枠組みは方向性を示す枠組みを定めているものの、その執行可能性と法的拘束力が不足しているという課題があることを指摘しています。そのうえで、インドでは、環境省、再生可能エネルギー・電力・都市開発省、石油・天然ガス省、繊維省、および科学技術省など、再生可能エネルギー、電力、都市開発、石油・天然ガス、繊維、科学技術省など、関連する省庁に対し協力を指示しました。危険な気候変動の悪影響から人々を護るためには、司法の役割が決定的に重要であると同時に、救済の実現には行政や市民との協働が必要であることを示しています。

■ 野鳥保護と太陽光発電送電網事件の先例

この判決に先立って、インド最高裁判所は2024年3月21日、今日の気候変動問題への対応の指針となる重要な決定をし、気候変動の悪影響から自由である権利を、憲法上の基本的権利として確立させていました。

この事件は、野生生物の研究者であるMK Ranjitsinthなどがインド政府などに、絶滅危惧種であるインドオオノガン（Great Indian Bustard）とインドショウノガン（Lesser Florican）を保護するために太陽光発電の送電網の地中化を求めた事件です。他方で、インドは気候変動対策の柱として、再生可能エネルギーへの転換、なかでも太陽光発電を重視しています。野生生態系の保護と気候変動による世代間公平はともに重要な課題です。Green対Green事件としても知られている事件です。

インド最高裁判所は2021年4月19日、この鳥の

保護のために約 99,000 平方キロメートルの地域での送電線の架設を制限する決定をしていました。この範囲内では送電網を地中化する必要があるとしたものです。ところが今回の判決は「気候変動の悪影響に対する権利」を明確に示し、その観点とインドオオノガンの保護のための対策について検討しました。そして送電線架設への制限を約 13,163 平方キロメートルに限定し、太陽光発電の設置要件を緩和しました。

その理由のなかで最高裁判所は、「気候変動の影響を受けない、安定的で清潔な環境がなければ、生命の権利は完全に実現されない」と述べています。気候変動の社会経済的影響は、インドのような急速に発展する国々で特に深刻であること、これらの国々では、膨大な人口が気候の影響を受けやすい産業に依存して生計を立てていること、気候変動への対応は環境保護の枠組みを超え、経済的回復力や社会的正義の観点からも重要で、気候変動の有害な影響が市民の基本権を侵

害することを強調し、インド憲法の生命権と自由権（第 21 条）および平等権（第 14 条）の従前の解釈を拡大し、気候変動の悪影響からの保護がそこに含まれると判示したものです。そして、送電インフラの整備と鳥類保護対策を検討する新たな専門委員会の設置を指示しました。この判決で示された考え方が、その後のリディマ事件におけるインド最高裁判所の新たな動きにもつながったものといえるでしょう。絶滅危惧種の鳥類など生態系を保護しながら、インドが化石燃料ベースのエネルギー資源から脱却し、深刻な気候変動の影響の悪化を緩和し、排出量を削減する国際的コミットメントとのバランスを、市民も参加したプロセスで議論することの重要性も指摘しています。気候変動問題に対する司法の役割と、その可能性を模索する姿勢がうかがわれます。

（浅岡美恵）



絶滅危惧種のインドオオノガン

～憲法裁判所が目標不在の違憲と認める

■ アジア初の勝訴

韓国でも若者たちが2020年3月、憲法裁判所に、韓国の炭素中立カーボンニュートラル法の削減目標は不十分で憲法違反とする訴えを提起していました。2030年の削減目標が2018年比40%削減にとどまり、2031年以降の削減目標が定められていないことは、彼らの基本的権利を侵害するとする訴訟です。

欧州などでは裁判所が政府や企業に目標の引き上げや対策の強化を命じる判決が出されるようになっていました。2023年6月に、韓国国家人権委員会が原告らの主張を支持する意見を韓国憲法裁判所に提出し、2025年2月までにパリ協定の下での2030年の目標を引上げと2035年の削減目標の提出が求められているところでした。そうしたなか、2024年4月、憲法裁判所は弁論期日を指定し、同年8月29日、2031年以降の目標を欠いていることは違憲として、2026年2月までにその制定を命じる決定を下したのです。アジア発の気候訴訟での勝利は、日本をはじめ、東アジアの気候変動対策の夜明けを告げるものとなるでしょう。

■ 訴訟を決意し、弁護士を探した若者たち

韓国の憲法訴訟は、原告となった若者たちが先導的に提起した訴訟です。2018年、グレタ・トゥーンベリ

さんが始めた学校ストライキに触発された世界の若者たちの間で気候変動への関心が高まり、各地にフライデー・フォー・フューチャー（FFF）が広がっていきました。自分事として気候危機を実感した韓国の若者たちがYouth 4 Climate Actionを立ち上げ、活動を始めました。彼らは街に出て声を上げ、政策決定者にも働きかけましたが、温暖化を止める議会や政府の動きを引き出すことにはつながらなかったため、裁判所に訴えようと考えたのだそうです。弁護士を探すことから始め、2020年3月に19人の若者が、気候変動対策に関する法律の違憲性を審査する憲法裁判所に申立（憲法訴願）に至ったのでした。

■ 姿の見えない憲法裁判所

憲法裁判所では弁論が開かれるということは稀で、2024年4月によりやく、原告らに意見を述べる機会が与えられました。弁護士は大部の書面を何度も提出しましたが、国からの応答は2回、あっただけ。2024年4月までの長い期間、原告らは待つしかなかったのです。その間、彼女たちは街に出てキャンペーンをおこなっていたのですが、2022年に炭素中立カーボンニュートラル基本法が制定され、提訴から3年が経過したとき、それまでの活動を振り返り、戦略を練り直しました。この訴訟の目標を見直し、憲法裁判所の判決を得て、気候



韓国の気候訴訟の原告たち
2025年3月8日開催シンポジウム「気候訴訟で社会を変え
る一働き出した東アジアの若者たち」の発表資料より



韓国の気候訴訟の原告たち
2025年3月8日開催シンポジウム「気候訴訟で社会を変え
る一働き出した東アジアの若者たち」の発表資料より

変動を止めていく経路をイメージし、そのために社会に変化を作り出すための戦略的な活動に取り組みました。それは、多くの市民から体験に基づく自分の生活から気候危機を語ったメッセージを集め、変化を受け入れてくれる人々全体の運動をつくること。何と、5231 人の声を国民意見書として提出しました。裁判という長期的な戦いに人々を 끌き入れ、社会的運動のモメンタムをつくってきました。この活動なくして、今回の決定には辿りつけなかったでしょう。

憲法裁判所が示した気候変動対策の基本原則

憲法裁判所は決定の中で、気候変動は原告らの日常生活の基盤となる環境や生命や身体 の安全等を脅かすもので、気候変動対策を講じることは国の義務であると認めました。

韓国の憲法第 35 条には、「全ての国民は健康で快適な環境において生活する権利を有し、国家と国民は環境保全のため努力しなければならない」とする、いわゆる環境権の規定があります。人為的な環境など生活環境もそこに含まれ、気候変動の原因を軽減し、適応するための対策を講じて、そのようなリスクを軽減する義務も含まれるとしました。このような考え方は、憲法に環境権の規定がない国でも示されており、生命、健康の権利や平等権、幸福追求権などから導かれるのですが、この訴訟で韓国憲法の環境権の規定が初めて生かされた機会となったといえます。

裁判所は、国の義務の内容を判断する基準として、「平等」、「最小保護の禁止」、「法律の留保」の原則と、科

学的事実と国際基準に基づいて評価されるべきとしました。そして、過剰な負担が将来世代に転嫁されないようにすべきこと、選挙権のない若い世代は民主的な手続きへの参加が制限されているため、司法審査はより厳格になされなければならないことなどを示して、カーボンニュートラル基本法に 2030 年以降の削減目標が定められていないことを違憲と判断し、2026 年 2 月までにこれを法制化すべきとしたのです。憲法では、環境権の内容は法律で定めるとされています。重要な事項は、法律自体で定めるべきというのが、法律の留保の原則です。

また、毎年 の削減目標の実施状況レビューや排出量取引制度など、排出量目標の達成を担保する措置についても、毎年、定量的削減目標を達成できなかった場合に未達成分をその後の削減目標に上乗せすることが明記されていないため、GHG の削減を効果的に担保する設計になっているとは言えないとしています。

残された課題

原告たちは、2030 年の削減目標が不十分であることも、違憲の理由にあげていましたが、この点は、9 名の裁判官のうち、違憲判断に必要な 6 名に 1 名足りず、違憲との結論には至りませんでした。2030 年に 2018 年比で 40%削減との目標が不十分かどうかを判断する方法について、残余のカーボン・バジェットの各国への配分について、明白な国際的総意がいまだ存在しないとの考えによるものです。この点は、2030 年以降の削減経路の在り方をめぐっても、議論が続けられることでしょう。

(浅岡美恵)



韓国の気候訴訟の原告たち

2025 年 3 月 8 日開催シンポジウム「気候訴訟で社会を変える一働き出した東アジアの若者たち」の発表資料より

～世界で初めてパリ協定を人権条約として認めた判決

ブラジルの最高裁判所は、2022年6月30日に、国際条約であるパリ協定は「人権条約」であり、ブラジル政府は自らが国際的に引き受けた約束を遵守する憲法上の義務を負っている、との判決を下しました。パリ協定が人権条約であると正面から認定した世界初の判決です。この判決は、今後の気候変動対策に大きく影響するものと思われます。

■ ブラジル連邦憲法

判決の前提となるブラジル連邦憲法の関連規定を紹介します。ブラジル連邦憲法第5条（基本的人権条項）第2項は、「憲法に定める人権及び保障は（中略）ブラジル連邦共和国が当事者となる国際条約に由来する人権及び保障を排除しない」と規定しています。同3項では「国会の2院が5分の3の多数でもって別々の機会に批准した人権に関する国際人権条約は、憲法改正と同一の効力を有する」と規定しています。つまり、ブラジルでは、「人権」に関する国際条約を国会が批准すれば、仮にその「人権」が憲法に明記されていなくても、憲法で規定された人権と同等の保護を受けることになっているのです。

またブラジル連邦憲法第225条は、個人が健全な環境を享受する権利を有することを規定するとともに、国に対して現在及び将来世代のために健全な環境を保全する義務を課しています。このように、環境保全を憲法上の権利又は国の義務として明記していることにも留意しておく必要があります。

■ 訴訟の背景

ブラジルはアマゾン地方などに広大な森林を有しており、その森林保護（森林減少ペースを阻止又は鈍化させること）は世界の気候変動対策の中でも重要な位置を占めます。2004年から2012年にかけて行われた森林減少対策は功を奏していました。ところが、2013年以降は森林減少率が上昇し始め、2019年にボルソナロ政権が登場してからは、さらに上昇しました。

ボルソナロ政権は、ブラジルの気候変動対策を資金化することを目的とした国家気候基金（Fundo Clima）を意図的に機能不全に陥らせました。国家気候基金や国家予算管理委員会等の委員から市民を排除し、私企業の委員（環境保護よりも開発を志向する人たち）を加えたのです（これは後に、裁判所により憲法違反と判断されています）。その結果、本来であれば気候変動対策に割り振られるべき多くの予算が別の対策に割り振られるなど、国家気候基金の動きが止められてしまったのです。これによって、ブラジルの気候変動対策は大きく後退したとされています。

ブラジルは、パリ協定を批准したのち、「温室効果ガスを2025年までに37%、2030年までに43%削減する（2005年比）」という目標を掲げ、その実現を約束していました。ボルソナロ政権の上記政策は、国民ないし人類の環境を脅かすものであることに加え、パリ協定とも矛盾するものであったといえます。

危機感を抱いた4つの政党（労働者党、社会主義自由党、ブラジル社会主義党、持続可能性ネットワーク）



ブラジル連邦最高裁（Supreme Federal Court of Brazil）

Cayambe, CC BY-SA 3.0 <<https://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/>>, via Wikimedia Commons

は、ブラジル政府を相手に訴訟を提起しました。国家気候基金に資金提供を適切に行わなかったことが行政の不作为に当たるとの確認、さらには同不作为状態を解消して国家気候基金に資金を適切に割り振ることを求める訴訟でした。

このように、政党が行政の不作为に対して裁判を起こして違憲性（是非）を問うことができる、というのもブラジルの裁判制度の一つの特徴と言えるでしょう。

■「連邦憲法に違反する」

ブラジル最高裁判所は、2022年6月30日、ブラジルの排出量を削減するための主要な手段である国家気候基金を機能させないことは、現在及び将来世代のために環境を保護すべき国家の義務及び国家が引き受けた国際的な約束を遵守する義務に違反し、連邦憲法に違反すると判決しました。

最高裁判所は政府の主張を退け、行政府は立法府の権限を無視することはできないとしました。行政府は、権力分立と健全な環境に対する憲法上の権利の両方に基づいて、気候変動を緩和するために気候基金の資金を実行し、割り当てる憲法上の義務を負っています。裁

判所はさらに、司法は環境保護の後退を回避するために行動しなければならないとしました。

判決では、①気候変動問題に取り組むことは、憲法に規定される環境権と現代及び将来世代のための国の環境保全義務の対象であること、②環境が破壊された地球上に人権はありえないもので、環境関連条約は本質的に「国際人権条約」であり法律に優先する規範であるため、政策が気候変動対策を放棄するという選択肢は法律上とりえないこと、③環境保護政策については、政策の後退又は逆行を阻止するのが司法の役割であることなどを強調しています。

こうして、最高裁判所は、環境法条約は、国家を超えた位置付けとなり、パリ協定は人権条約というべきであることを明確にしました。即ち、資金を効果的に配分する憲法上の義務という形で、気候変動枠組条約の下での国際合意に沿って、気候変動を緩和する義務があることを示したものです。パリ協定に反するブラジルの法律又は命令は、国が決定した拠出金を含め、無効となり、この保護に反する作為又は不作为は、憲法及び人権の直接的な侵害となると判示したものです。

（喜多啓公、和田重太）



ブラジルのアマゾン地方に広がる森林

～清浄で健康的な環境は基本的人権の一つ

アメリカモンタナ州は、米国北西部のカナダと国境を接する自然に恵まれた美しい州です。面積は日本の国土面積とほぼ同じですが、人口は100万人ほどです。しかし、米国有数の石炭の産地の一つでもあります。2020年3月、このモンタナ州の州都であるヘレナ州地方裁判所に、2歳から18歳までの16人の若者が訴えを起こしました。被告はモンタナ州です。

モンタナの若者たちがどうして訴訟を起こしたのか。そのいきさつから紹介しましょう。

■ 将来世代の環境への権利を明記した憲法

1960年代から70年代にかけて、米国では環境意識が高まりました。モンタナ州の憲法の前文にも、1972年に「我々モンタナ州民は、我が州の静粛な美しさ、雄大な山々、広大な起伏のあるなだらかな平原を神に感謝し、生活の質を高め、機会の均等を図り、現在及び将来の世代のために自由の恩恵を確保することを願い、この憲法を制定する」という文章が加わりました。憲法の第9章第1条第1項でも、「州及び各個人は、現在及び将来の世代のために、モンタナ州の清浄で健康的な環境を維持・改善しなければならない」として、将来世代の環境への権利が明記されました。

ところが、モンタナ州議会は2011年に州環境政策法(MEPA)を改正し、行政による環境影響評価ではモンタナ州外への現在及び潜在的な影響を調査の対象に含めないとししました(75条1項201(2)(a))。州当局は環境影響評価において石炭採掘や発電所等の施設からのCO₂等の排出量や当局が出す許認可の影響について分析を行いませんでした。

米国は多くの石炭、石油、天然ガスを埋蔵しています。2008年をピークに生産量は減少傾向にありますが、化石燃料は長きにわたり経済発展に重要な役割を担って来ました。中でもモンタナ州は石炭産出州として知られ、米国の石炭埋蔵量の3分の1を占めています。石炭は露天掘りで採炭され、その30%が州内の石炭火力発電所で消費され、約50%がミシガン州、ミネソタ州、ワ

シントン州に運ばれています。残りの20%がアジアに輸出されます(2021年)。2023年4月のモンタナ州の発電量の47%は石炭火力によるものです。こうした石炭産業のロビーが州環境政策法の改正の背景にあります。

■ 子どもたちの権利を守れー OCTの道のり

モンタナの若者たちは、「州が気候変動の深刻さを知りながら、州環境政策法の下で化石燃料の採掘、輸送、使用を拡大している、これは州憲法で保障されている基本的人権を侵害している」と訴えました。特に問題としたのは、石炭の採掘、火力発電所の建設などの許認可に際して、CO₂の気候変動への累積的影響を評価しなくてもよいとした前記の州環境政策法の条項です。

訴訟を支援したのは、弁護士たちで構成されているNGOであるOCT(Our Children's Trust)という団体です。子どもたちの権利を守るために2010年に設立されました。

この団体の設立の契機になったのは、2005年8月にアメリカ南東部を襲ったハリケーンカトリーナでした。このハリケーンは1800人以上の死者を出し、数え切れないほどの人が家や仕事を失いましたが、この大災害を気候変動の前ぶれと受け止めた二人の女性がいました。一人は、オレゴン大学の法学者メアリー・ウッドです。ウッドは、気候変動は人類が直面する緊急の人権問題であるとして、根本的な解決策を見出す取組を始めました。もう一人は、弁護士で環境運動家のジュリア・オルソンです。二人は、それまでの仕事を投げうって、子どもたちを危険な気候変動から救う活動に専念しました。そして、2010年にこうした活動を行うための組織として、弁護士などからなる団体を設立しました。これがOCTです。

アメリカでは、人種差別問題など社会の根本的な人権侵害を裁判によって改めさせてきた歴史があります。気候変動も子どもたちの人権を奪うものです。そこで、裁判所によってCO₂の大気中の濃度の上昇を抑え、気候

危機をより悪化させないことが必要だ、と考えたのです。

2011年、OCTや弁護士、科学者などの協力の下で、米国の多くの州と米国外でもいくつかの国の若者たちが、清浄で健康的で安定した気候を享受する憲法上の権利を確認することを求める訴訟を提起しました。その一つが「ジュリアナ訴訟」と呼ばれているオレゴン州での連邦地方裁判所に提起した訴訟です。ジュリアナは原告の一人となった若者の名前です。

2016年11月、オレゴンの連邦地方裁判所のアン・エイケン判事は、「人間の生命を維持できる気候システムに対する権利が自由で秩序ある社会の基本であることには疑いの余地はない」として、訴えを却下するよう求めた連邦政府の申立てを退けました。ところがその後、連邦高等裁判所がこの決定を覆し、長い攻防の末、2025年3月24日、連邦最高裁判所もそれを認めてしまいました。

モンタナの若者がモンタナ州を 州裁判所に訴える

こうした中で、OCTはモンタナ州でも気候変動の脅威から子どもたちを守るための訴訟を提起する準備を進めました。そして、2020年3月、モンタナ州を被告として、州の地方裁判所に新たな訴訟を提起しました。これがモンタナ訴訟です。

この訴訟でも、州政府は「原告には訴える資格がない」として、訴えを却下するよう求めました。理由に挙げられたのは、①気候危機は地球規模の危機であり、モンタナ州がやってきたことは問題にならない、②裁判所

には州政府の機関に対して温室効果ガス排出量を考慮するよう要求する権限がない、③アメリカは全体として大規模な化石燃料の採掘と利用を促進しており、モンタナ州の問題ではない、などというものでした。これに対し原告らは、①モンタナ州での化石燃料の採掘・使用は貧しい100か国以上の使用量を上回っている、②州政府機関は温室効果ガス排出量を考慮することが可能であり、過去にも考慮したことがある、③化石燃料から再エネに転換していれば、モンタナ州は経済的にも利益を得た、などと反論しました。

裁判所はこうした原告らの主張を認め、州政府の申立てを退けました。こうして、訴訟はディスカバリ(discovery)という証拠開示の手续に進みました。気候訴訟では珍しいことでした。

その後、トライアル(trial)が開かれることになりました。トライアルというのは、公開で行う事実審理のことです。裁判官の指揮の下で、弁論、証拠提出、尋問が行われます。トライアルが実施される事件はわずかしありません。

こうして、2023年6月12日から20日まで、ヘレナ州地方裁判所で米国史上初めて、気候訴訟のトライアルが開かれました。原告たちは自ら、かけがえのないモンタナの自然や暮らしとともに、裁判を提起した理由を語りました。自分たちが暮らす地域に氷河の融解や降雪の減少、干ばつや洪水、山火事などが起きており、その恐怖や経済への影響、家族のつながりや文化的な活動、健康な暮らしが脅かされていることを証言し、その様子はオンラインで世界に配信されました。州政府側の証人は2人でした。



原告の若者たち
Our Children's Trust 提供

モンタナ州若者気候訴訟(米国)

■ 州政府を断罪した判決

2023 年 8 月 14 日、シーリー裁判官は原告らの請求を認める判決を下しました。まず、モンタナ州での温室効果ガスの排出は若者原告らへの気候変動の被害と被害を引き起こす重大な要因と認め、16 人の原告ら全員に原告適格（訴訟を起こす資格）を認めました。裁判官は、気候変動がもたらす不安や喪失感、絶望感などの感情も精神的な被害ととらえました。

判決では、IPCC 第6次評価報告書で指摘されているように、CO₂ などの温室効果ガスの排出量が1トン増えるごとに原告らの被害は悪化し、取り返しのつかない気候被害を固定化する危険性があること、気候変動に対処するための科学に基づいた行動が取られなければ、原告らの被害はますます深刻なものになり、回復不能になるだろう、と述べています。若い原告らにはより深刻な気候変動の影響が及ぶ、とも指摘しました。そして、「原告らには生きていく上で欠かせない清浄で健康的な環境を享受する憲法上の基本的権利がある」としました。

判決はその上で、2011 年の州環境政策法の改正は、清浄で健康的な環境に対する原告らの権利を侵害するものであって「違憲である」と断じました。異議申立ての道を封じた 2023 年の法改正も違憲と判示しました。この判決は宣言的な判決です。つまり、法律が憲法に違反していることを確認する判決にとどまりますが、州政府が判決に従った対応を怠る場合、原告らは差止めを求めることができる、としました。

■ モンタナ州最高裁判所が承認

2024 年 12 月 18 日に、モンタナ州最高裁は、モンタナ州の水河の消失から感じる恐怖、気候変動が文化的に重要な野生動物、植物などに与えている影響、夏の暑さで原告らの野外活動やスポーツを楽しむことが難しくなることや家族の牧場経営への影響などを指摘して、原告らの個別的被害を認めて、地方裁判所の判決を支持しました。

（浅岡美恵）



第 2 回期日の終了後、支援者たちに迎えられる原告たち

撮影：Robin Loznak

8 ハワイ州の若者、州政府、最高裁判所の挑戦（米国）

■ トランプ政権 vs ハワイ州

熱帯の島々からなる米国ハワイ州は、熱波の頻発や降雨量の減少により飲料水や農作物の灌漑に利用できる淡水量が減少し、海水温の上昇によるサンゴ礁の白化など生態系の破壊、食糧生産への影響、乾燥による山火事が増加し、マラリアの危険も広がっています。他方で極端な豪雨もあり、海面上昇によるワイキキのビーチの後退は、観光産業への深刻な懸念となっています。州は2018年に、2045年のカーボンニュートラルを法律で定めています。

トランプ政権は環境保護庁のホームページから気候変動に関する情報や資金を削除しただけでなく、2025年4月30日、ハワイ州とミシガン州が化石燃料企業に気候災害の賠償を求める訴訟を阻止する訴えを、連邦ハワイ地方裁判所に提起しました。ハワイ州はトランプ政権のこの驚くべき攻撃にひるむことなく、翌5月1日に、7つの化石燃料会社グループとアメリカ石油協会に対する損害賠償訴訟をハワイ州地方裁判所に提起しました。2023年のハワイのマウイ島での森林火災は記憶に新しいところですが、この災害は化石燃料業界の欺瞞的行為によるとして、その責任を問うものでもあります。

■ 州知事に交通対策の強化を約束させた若者たち

トランプ政権の標的となったハワイ州にはそれだけの実績がありました。2022年6月、ハワイの14人の若者が、ハワイの交通システムが不十分で、ハワイ州憲法の公共信託の原則と、清潔で健康的な環境への権利を侵害しているとして、ハワイ運輸省（HDOT）などを相手に、「所定の期限の下で具体的な行動措置」を命じ、特別裁判官を任命して継続的な管轄権と監督を行使するよう求める訴訟を提起していました。紆余曲折がありましたが、トライアル（公開の法廷での証拠調べ）が実施される直前の2024年6月20日、2045年までに運輸部門の排出量をゼロにするための行動について、裁判上の和解が成立しました。気候訴訟での裁判

上の和解は世界初のことです。

その内容も画期的です。ハワイ州憲法、州法、ハワイ最高裁判所の判例に基づく原告の権利と被告の義務を列挙した「権利の認識条項」、2045年までに陸路、海路、航空の島嶼間輸送セクターの「ゼロエミッション目標」を達成するための措置として、2030年、2035年、2040年の暫定的な温室効果ガス排出削減目標を設定し、このスケジュールに従って温室効果ガス排出量を削減するための「具体的かつ包括的な州全体の計画」を2025年5月までに策定すること、計画に盛り込む要素を指定し、若者の原告と一般市民が計画とその年次更新についてコメントやフィードバックを提供する機会を提供すること、交通計画における「プロジェクトの評価、選択、優先順位付けのためのプロセスと基準」の開発と活用、「各インフラ計画の長期的な温室効果ガス排出量と車両の走行距離の影響を評価・報告するための客観的で科学的根拠に基づいた方法論」の開発と活用、運輸省内に気候変動緩和対策部と青少年諮問委員会の設立、電気自動車充電ネットワークやマルチモーダル輸送の選択肢の拡大・加速、巡回裁判所にこれらの合意の執行申し立てを提起することができるとです。2045年12月31日またはゼロエミッション目標が達成された日のいずれか早い日まで、裁判所がこの事件の管轄権を保持するというのも画期的です。気候変動対策を確実に進めるにはこのような柔軟性が重要だと認識してのことでしょう。

ハワイ州は2025年6月、この和解の最初のステップとして、電気自動車充電施設の建設、公共交通機関、自転車レーン、歩道への投資計画を公表しました。これぞまさに、政策決定・実行プロセスへの市民参加のお手本といえます。若者たちにとっても、新たな挑戦です。

■ 気候危機を受け止めた最高裁判所とウィルソン裁判官

その1年前の2023年3月13日、ハワイ州最高裁判所は画期的な判決を出していました。その事件は、ハワイ州公共事業委員会（PUC）がエネルギー会社（Hu Honua）によるバイオマスエネルギー施設建設計画を

承認しなかったことをめぐるものでしたが、気候変動問題に必要な対応について正面から答える判決でした。

最高裁は、ハワイ憲法の「清潔で健康的な環境の権利」は「生命維持可能な気候システムを含む権利」と認め、バイオマスからの温室効果ガス排出量を無視することは、この義務を損なうとして、Hu Honua の主張を退けたものです。2012年に温室効果ガス排出量を植樹で相殺するとしていたようですが、最高裁判所は憲法における『肯定的』で『常に進化する』生命維持可能な気候システムへの権利を保護する義務を含むとし、ハワイ州民の「気候緊急事態」宣言を引用して、海面上昇や海洋温暖化・酸性化などは、州が直面する「差し迫った脅威」であり、「現実として、昨日の基準は今日では不十分となっている。2012年に考案されたエネルギープロジェクトを2022年に同じ基準で評価する義務はなく、そうすることは、憲法上の義務に反する」とも述べています。

この判決で特に世界の注目を集めたのが、「安定した気候は、ハワイと世界中の社会と文明の基礎である」「気候変動による壊滅的な影響を防ぐ『気候変動への効果的な対応』がなければ、『法の支配の完全性』そのものが崩壊の危機にさらされる」と述べたウィルソン裁判官の補足意見です。同裁判官は、2021年にハワイ州議会が、気候変動によって世界の平均気温が摂氏1度上昇しており、「ハリケーンの大型化・強大化」など「すでに環境に劇的な影響を及ぼしている」と指摘しています。また、ハワイ州は気候緊急事態にあり、州は「温室

効果ガスの排出を制限する憲法上の義務を負う」と明言し、ハワイ州の公共事業委員会は、「我々の生物圏を保護する努力の規模を非常に大きくする」責任を負う機関であり、ハワイのエネルギーシステムからの炭素排出を削減することで、気候変動という存亡の危機からハワイを救うという困難な任務を担っており、それは「生命を維持する気候システムに対するハワイの人々の憲法上の権利を保護する」とも述べています。

ところで、裁判所は2019年に、公共事業委員会に対し、次のような判断を下していました。まず、このプロジェクトがコミュニティ行動グループのメンバーの清潔で健康な環境への権利に与える潜在的な影響を「実質的に検討する」機会を与え、プロジェクトから生じる温室効果ガス排出量について、「明示的な検討」を行うこと、エネルギーコストが温室効果ガス排出の可能性を考慮した上で合理的なものかどうか、そして契約条件が「慎重かつ公共の利益に合致するかどうか」を判断することなどです。バイオマス発電の排出量について公共事業委員会は、仮に Hu Honua の推測的な仮定を受け入れたとしても、2047年までの期間の大半を通じて、累積排出量が累積吸収量を上回ると予想しています。この事実と、電力料金の大幅な値上げが発生するという事実を考慮して、「賢明でも公益でもない」との同委員会の評価を是認しました。日本の発電事業についての政策評価では、このような分析がなされた例はありません。

（浅岡美恵）



2023年のハワイ・マウイ島の山火事で焼け野原となったラハイナ地区

9 ペルーの農民がドイツの電力会社相手に起こした民事訴訟（ドイツ）

2025 年 5 月、ドイツの高裁で、CO₂ を大量に排出する企業が温暖化の危害について法的な責任を負うことを認める判決が下されました。訴えを起こしたのは温暖化による氷河湖の決壊の危険にさらされたペルーの農民です。被告は年間 1 億 6000 万トンもの CO₂ を排出しているドイツの電力会社でした。

ドイツの排出企業はアンデス山脈の氷河の溶解に責任を負うのか？

原告のリウヤ（Lliuya）さんは、南米ペルーの人口約 12 万人の町ワラツ（Huaraz）に住み、農業の傍らで山岳案内人も務めています。町の標高は 3050 m。町の西側には多くの氷河をたたえるアンデスの山脈が連なっています。

ところが、その氷河が町の人々にとって脅威となっています。温暖化により氷河の溶解が進み、氷河の下流にある氷河湖の水量が増加し続けているためです。リウヤさんの家はパルカコシャ氷河湖の下流にあります。氷河湖の水は増える一方です。90 年前に約 1000 万トンだった氷河湖の水量は約 1700 万トンに増えました。氷河湖には水を堰き止めるダムが作られていますが、氷河

が崩落してダムが決壊すれば、濁流が約 25km 下流にあるワラツ町を襲うと懸念されています。1941 年 12 月の氷河湖の決壊では数千人が命を落としました。

被告になったドイツ最大の排出企業

2015 年 11 月、リウヤさんはドイツのエッセン地方裁判所に民事訴訟を提起しました。被告はエッセン市に本社を置くエネルギー企業 RWE 社です。多数の石炭・褐炭火力発電所を所有し、大量の CO₂ を排出している企業グループの親会社です。被告とその子会社が 1965 年から 2010 年までの間に排出した CO₂ の総量は約 63 億トン。1965 年以降の全世界の産業活動による排出量の 0.38% を占めます。2013 年にも 1 億 6600 万トンの CO₂ を排出しました。欧州最大の排出企業であり、化石燃料によるエネルギー供給事業を象徴する存在と言えます。リウヤさんの訴えは、この企業の責任を問うものでした。

リウヤさんが起こした訴訟は、氷河の決壊に備えて自宅を改修するためにかかった費用のうち、RWE 社の排出割合に見合った額を負担する責任があることの確認などを求める民事訴訟です。



氷河からの水が流れ込む川にて、ワラツに住む原告のサウル・ルシアーノ・リウヤさん。

撮影：Walter Hupiu Tapia / Germanwatch e.V.

「CO₂を排出する者はその排出量に応じて地球の温暖化に寄与している。RWE社は他の排出者とともに氷河湖が決壊するリスクを作り出し、リュウヤさんの所有物（自宅）を妨害している。したがって、対策のための費用のうち0.38%について負担する責任を負っている。」

これが訴えの骨子です。所有物を妨害から守るために要した費用として、原因をつくったRWE社に費用の一部を負担するよう求めたのです。判例では、妨害に対する対策を自分で行った場合、妨害者に対して対策に要した費用を請求できる、とされています。

■ 旧来の発想をもとにした1審判決

しかし、遠く離れた企業の排出を法的な「妨害」と捉えることに、法律家の多くが戸惑いました。リュウヤさんの主張は、「妨害は近隣で起こるもの」という、これまでの法律家の常識を大きく覆すものだからです。地方裁判所の担当裁判官は、弁論を一度開いただけで審理を終え、2016年12月、請求を退ける判決を下しました。

「被告の排出は確かに大量ではあるが、それがなければ洪水の危険がなくなるわけではない。……気候変動の因果の連鎖は、比較にならないほど複雑かつ多極的であり、希薄で科学的な争いもある。大小さまざまな無数の排出が区別し難く混じり合い、互いに変化し合い、非常に複雑な自然のプロセスを経て気候変動を生じさせる。それは、特定の排出源から特定の被害に至る単純な直線的な因果の連鎖とは似ても似つかない。」

裁判官は理由をこう説明しました。気候変動は複雑なプロセスであって、法的な因果関係は認めようがない、という判断です。

■ 温暖化における因果関係

しかし、リュウヤさんはこう反論します。

「IPCCは、CO₂の累積排出量と温暖化との間にはほぼ比例的な関係があることについて『確信度が高い』と評価している。CO₂の排出という『原因』と地球の温暖化という『結果』との間のつながりは科学的に明確になっている。確かに、その間の個々の過程は複雑であり、未解明の部分もあるかもしれないが、排出された温室効果ガスは活発な対流によって混ぜ合わされ

るため、たとえ個別の排出者や排出場所が特定されなくても、被告によるCO₂の排出量が地球の平均気温をどの程度上げたのかは科学的に特定されている。この裁判は被告が平均気温を上昇させた責任を問うものなので、そこが明確にされれば法的な因果関係を肯定する上では十分なはずである。」

リュウヤさんの訴訟で前提とされている因果関係をもう少し丁寧に追っていきましょう。

① CO₂の排出 → 氷河付近の平均気温の上昇

ワラツ町の地域でも1880年以降、地球上の平均気温の上昇と同じペースで平均気温が上昇しています。CO₂の排出量と平均気温の上昇幅との間に「ほぼ比例」の関係があるとすれば、産業革命以降の平均気温の上昇幅のうち0.38%はRWE社に起因することになります。

② 平均気温の上昇 → 氷河の溶解と水量の増加

IPCCの第5次評価報告書では、「非常に高い確信度」をもって、アンデス山脈における氷河の溶解が温室効果ガスの増加に起因する、とされています。パルカコシャ氷河湖に特化した最近の研究でも、氷河湖の水量が増加している原因は「99%の確信度」をもって「温暖化以外の自然的な要因に帰することができない」とされています。

③ 氷河湖の水量の増加 → 決壊の危険性の増大

産業革命以前の氷河と氷河湖の状態であれば、氷河湖の決壊による危険性は中程度にとどまり、ワラツ町の人々の建物を破壊するような洪水をもたらさないことも明らかにされています。

こうして見ていくと、RWE社によるCO₂の排出から氷河湖決壊の危険に至る関係は科学的に明らかにされているとも考えられます。

■ 立ち止まって考えた高裁の裁判官

リュウヤさんの訴訟の舞台はハム高裁（上級裁判所）に移りました。高裁での審理を担当したのはメイヤール裁判官ら3人の裁判官でした。彼らは原告の主張に徹底的に向き合いました。そして、2017年11月、次のように述べました。

「自らの行動に基づく結果について責任を負わなければならないという原則は本件にも適用される。原告の主張が事実なら請求には理由がある。」

高裁は、原告の主張が事実であるなら、法的な因果関係と被告の責任が否定されることはない、という心証を示したのです。この決定がきっかけとなり、リュウヤさんの訴訟は世界的に注目されるようになりました。

高裁は、詳しい事実関係を明らかにするため、審理を進めることを決めました。裁判所が選んだ鑑定人が、氷河湖の決壊の危険性などについて詳しく調査することになりました。2022年5月には、メイヤー裁判長らがワラツ町を訪れ、現地調査を行いました。

■ 排出企業の法的責任を肯定した高裁判決

こうして2025年5月28日、ハム高裁はついに判決を下しました。

8年に及ぶ審理の末に高裁が出した結論は、リュウヤさんの主張が法的に正当な根拠に基づくものである、とするものでした。個別の排出企業に対し、温暖化の被害(危険)の責任を問うことが法的に可能であることを明らかにした、おそらく世界で初めての判決です。

被告の法的責任の前提となる因果関係について、裁判所は次のように述べました。

「原告の主張を前提とすれば、被告は自らの行為によって原告の所有物の侵害の危険を引き起こしている。被告の行為は、長い因果の過程の始まりにあり、最後は氷河湖決壊洪水(GOLF)という自然現象で終わっている。この最後の自然現象は偶然に起きるものではなく、気候物理学の法則によって予見できる。……被告が大気中へのCO₂の排出により介入することで、まさにそれによって因果連鎖の個々の過程が起こる。その過程は直線的で、偶然に左右されず、物理的に算定可能である。第三者がこの原因の連鎖に介入することはない。偶然に起こる他の過程や相互作用も必要としない。」(判決書55頁)

裁判所は、「大量のCO₂の排出→平均気温の上昇→

氷河湖の決壊の危険→洪水による原告の自宅の侵害の危険」という因果のつながりを法的な意味での因果関係として肯定できるとしました。

裁判所は、こうした因果関係には「相当性」、つまり「かなりの程度」という法的な評価があてはまるとしました。

「原告が提示する研究結果に基づけば、被告は世界の81の大排出者の中で23位を占めている。すべての産業活動のCO₂排出量の0.38%という割合は、『特異で、通常の経過では無視できるような事情によつてのみ起きる結果』とは言えない。」(同52頁)

こうして高裁は、被告の排出と氷河湖の決壊の危険との間の相当因果関係に関する原告の主張には正当な根拠があるとししました。ただし、彼の請求は棄却しました。自宅改修費用の一部を被告に請求するためには、「差し迫った危険」がなければならぬがそれが認められない」としたのです。これは、「氷河湖の決壊による洪水の危険は今後30年間で1%程度」とした鑑定人の結論を採用した結果でした。

こうして、リュウヤさんの訴訟はあと一步のところまで勝訴には至りませんでした。しかし、彼の訴訟は今後の気候訴訟に大きな道を切り開くことになりました。企業の排出行為と温暖化がもたらす被害との間の法的な因果関係が肯定されたからです。これは、実際に起きてしまった気候被害についても排出企業が賠償責任を負うことを意味します。訴訟を支援してきた弁護士らは、今回の判決を受け、「排出企業が責任を負わない時代は終わった」とコメントしました。

ハム高裁の判決が、気候訴訟に大きなインパクトを及ぼすことは間違いなさそうです。今後の展開が注目されます。

(判決の引用部分是一部要約です)

(千葉恒久)

～大量排出者は削減の義務を負っている

2021 年 5 月、オランダのハーグ地方裁判所は世界的な石油企業の一つであるシェル社に対し、排出削減を命じる判決を下しました。事業者には排出削減を命じる初めての判決で、世界でトップニュースとして伝えられました。

シェルの排出削減訴訟の提起

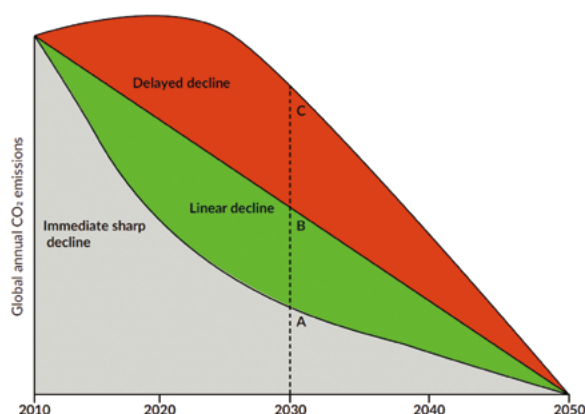
訴えていたのはオランダに本拠を置くミリューデフェンシーなど7つの環境 NGO と 1 万 7000 人の市民です。オランダ語で「ミリュー」は環境、「デフェンシー」は防御を意味し、国際 NGO の地球の友の一員です。

ミリューデフェンシーは、アージェンダ事件の一審判決に触発され、アムステルダムに本拠のあるロイヤルダッチシェル社 (RDS、シェル社) に対して、排出削減を求める訴訟を提起したいと考えました。同社は、世界 160 カ国の約 1100 社からなるシェルグループを率いるオイルメジャーです。世界の温室効果ガスの年間排出量の 1% を占める非常に大規模な排出事業者です。1988 年から 2015 年までの間の排出量では世界で 9 番目に多い排出事業者です (the Carbon Majors database)。

相談にのったのは、アージェンダ訴訟をリードしてきたロジャー・コックス弁護士でした。シェル社の 2030 年の排出削減目標は、製品当たりの炭素排出量を 20% 削減、すなわち、いわゆる原単位での削減目標でしかありませんでした。これでは製造量が増えれば増えるほど排出量も増えるため、パリ協定が目指す目標の達成にはつながりません。ミリューデフェンシーはシェル社にパリ協定と整合する目標に変えるよう求めましたが、同社はこれに応じませんでした。そこで、2019 年 4 月、シェル社に対する訴訟の提起に踏み切りました。

提訴後、シェルグループは「スコープ 1」と「スコープ 2」の CO₂ 排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることを表明しました。「スコープ」という耳慣れない言葉が出てきますが、「スコープ 1」は事業所自ら消費する燃料に係る直接的な排出量、「スコープ 2」は他社から供

給された電力などに係る間接的な排出量のことを指します。しかし、2030 年の削減目標についてはエネルギー製品の単位当たりの CO₂ 排出量の削減量を若干引き上げただけでした。2035 年の削減量も 30% (従来は 20%)、2040 年は 65% (従来は 50%) としただけでした。



原告が求める排出削減経路 (A) の図示
ミリューデフェンシー作成のレポート「Defending the Danger Line」より https://en.milieudefensie.nl/news/defending_the_danger_line.pdf

訴訟での論点シェルの排出削減義務、水準は？

アージェンダ訴訟と同様に、シェルグループを率いるシェル社に対する訴訟でも、削減を義務付ける根拠とされたのは民法です。オランダ民法の 162 条 2 項には、「不文の遵守義務基準」(unwritten duty of care) と呼ばれている規定があり、「社会通念に反する行動や不作為は明文がなくとも不法行為とみなされる」と定められています。原告はこの規定を根拠に、「シェルはその政策を通じて危険な気候変動を防止する義務を負っている」と主張しました。日本の民法 709 条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」することを違法としており、事業者の行為、不作為を「社会通念に照らし違法」とする判決が出されていますが、この考え方に通じるものです。

シェル社は、石油・ガス業界にとって 2030 年までに 45%削減は重すぎる、排出量取引制度 (ETS) の下ではたとえシェルの排出量が減っても他の石油・ガス事業者の排出が増えるだけで実効性がない、一社だけで地球環境問題を解決することはできないなどと争いました。

■ ハーグ地方裁判所がシェル社に 排出削減を命令

しかし、ハーグ地方裁判所は、2021 年 5 月 26 日、被告の主張を全面的に退け、シェル社による排出のうち、「スコープ 1」と「スコープ 2」の排出量を 2030 年末までに 2019 年比で 45% 削減することを命じました。裁判所は、「スコープ 1 と 2 の排出を 2030 年までに 45%削減しなければならないことには幅広いコンセンサスがある。これは不文の注意義務に含まれる」と判断しました。事業者の活動に関する上流、下流での間接的な排出量を指す「スコープ 3」の排出についても、「企業の CO₂ 排出の大部分を占める場合、企業は排出について責任を持つ必要がある」と述べ、「製品の最終消費者を含むシェルグループのビジネスにおいて、これは重要な努力義務である。その中で被告は、CO₂ の排出から生じる深刻なリスクを除去又は防止するために必要な措置を講じ、その影響力を行使して、できる限り排出を抑制することが期待される」としました。

ハーグ地裁は、国民に害を及ぼす全ての地球規模の排出について削減を求め、「シェルが生産を中止しても他社の生産量が増えるだけ」という主張を退けました。「一企業が問題を解決できない」という主張についても、「そのことは被告が管理し影響を与えることができるシェルグループの排出について責任を免除するものではない」としました。

■ 人権を尊重する企業の責任

この訴訟では、国家と企業の責任を定めた国連の「ビジネスと人権指導原則」(UNGPs) もシェルの排出削減義務の根拠として重視されています。この原則は 2011 年に、国連の人権理事会で全会一致で支持されたもので、人権を保護する国家の義務及び企業の責任と救済へのアクセスを柱として構成されています。

ハーグ地方裁判所は、「指導原則が定めている企業の人権尊重の責任は、全ての企業に期待されるグローバルな行動基準であり、どこで活動しようとも同じである。この責任は人権を保護する国の能力や意思とは無関係に存在し、企業の義務を軽減するものではない。企業は国家が取る措置に従うだけでは不十分である」と述べました。

シェル社に排出削減を命じた判決は世界の注目を集めました。ロジャー・コックス弁護士は「2021 年の世界に最も影響を与えた 100 人」にも選ばれました。

2024 年 11 月に控訴審の判決が出されました。ミリュエデフェンシーの差止め請求は棄却されましたが、ハーグ地裁と同様に、気候変動が人権を脅かす問題であること、シェルのような大規模排出事業者には人権を侵害することがないように、排出削減の義務があることは認められています。しかし、シェルが 2030 年に 2016 年比 50%削減(2019 年比で 48%削減)との目標を新たに設定し、2023 年までに 31%削減しており、EUETS II など EU で新たな制度が導入され、目標を達成できないとする急迫性の立証がないことと、スコープ 3 については削減水準の考え方が定まっていないと考えるというのが理由でした。ただし、新たな油田やガス田の採掘は 1.5℃目標と整合しないことも指摘されています。

(浅岡美恵)

11 「グリーンウォッシュ」 広告に対する訴訟

■「グリーンウォッシュ」とは

グリーンウォッシュ（グリーンウォッシング）とは、環境に良いというイメージを持つ「グリーン」という言葉と「ウォッシュ」という言葉を合わせた造語です。「ウォッシュ」は「うわべだけ」や「ごまかし」を意味する言葉です。本当は環境に良いことをしているわけではないのに、しているように見せかけることを指しています。

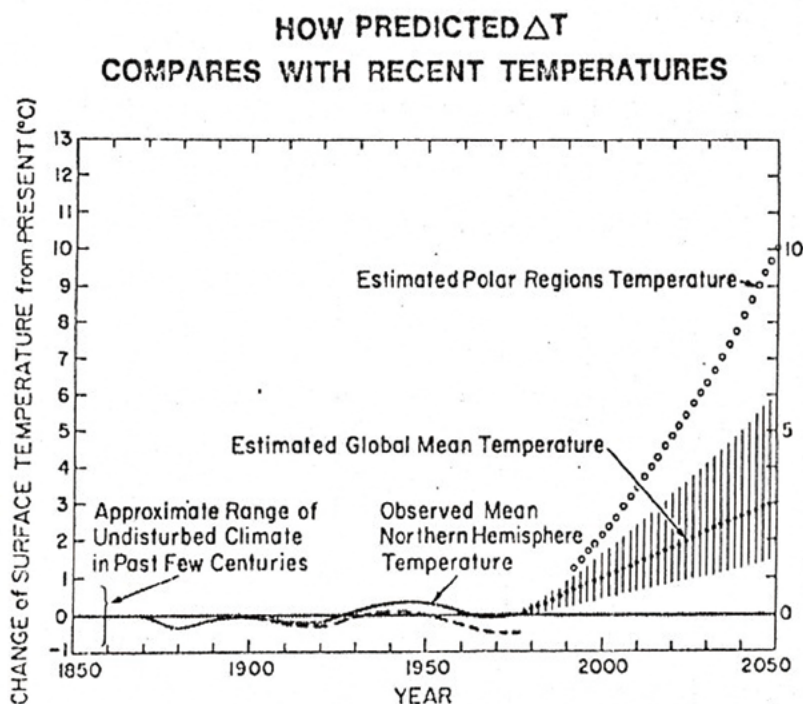
近年、世界的にこのようなグリーンウォッシュが増えつつあると言われています。それはなぜでしょうか。

消費者が環境配慮型の商品やサービスを選ぶ傾向が強くなっていることがその理由の一つです。「倫理的消費」調査研究会の調査（2017年）によると、日本でも社会に配慮した消費として知名度の高い用語として、「エコ」や「ロハス」といった環境に関するものが上位を占めています。

もう一つは ESG 投資の拡大です。「ESG」は、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス

（Governance）の英語の頭文字を合わせた言葉です。投資家が企業の株式に投資するときに、キャッシュフローや利益率などの財務情報だけでなく、ESG という、より社会的な観点も重視するようになってきました。年金の管理運用機関のように投資額が大きく公共的な性格が強いところだけでなく、機関投資家なども ESG に関する情報を重要視するようになってきました。情報開示に関するルールも整いつつあります。つまり投資の側面からも企業にとって環境配慮は避けては通れない問題となっているのです。

しかし、特に化石燃料に依存してきた一部の企業にとっては、抜本的な経営方針の転換を図ればこれまで多額の費用を投じてきた資産が座礁資産となってしまう可能性があります。そのため、表向きは環境配慮をしているように見せかけた広告・宣伝を行いながら、実際には抜本的な方針転換や投資を行わずに問題を先送りするというのが発生してしまいがちです。これがグリーンウォッシュを生む背景です。



米エクソンによる地球温暖化の予測（1977年） 2015年に公表されたエクソン社の内部文書より

■ オイルメジャーによる「隠ぺい」

最近の研究で、「オイルメジャー」と言われる世界的な石油産業関連企業が、既に1959年から気候変動の影響を認識していたことがわかってきました。

例えば、1977年にエクソンモービル社内部で作成された役員向けの文書では、化石燃料による地球温暖化がどの程度起こるかがシミュレーションされていました。「2050年には地球の平均気温が3℃上昇し、地域によっては2℃から6℃近くまで上がる、極地での温度上昇は10℃にも上る」という予測でした。

アメリカ石油協会（石油及び天然ガス事業者による米国最大の業界団体）でも、1959年に温暖化の脅威に気づき、「化石燃料は取って代わられねばなくなる」という話を協会内でしていました。協会は1980年にスタンフォード大学の教授にリサーチを依頼しましたが、教授の報告書には以下のように記載されていました。

「2038年には気温は2.5℃上昇し、地域によるが経済的に大きな影響を与える。2067年には気温は5℃上昇し、世界的に壊滅的な影響を及ぼす。」

しかし、教授の警告が公表されることはありませんでした。協会は「気候変動については説が分かれている」との書籍を出版するなど、むしろ正反対の対応をし、気候変動懐疑論を増長させてきました。これらの事実は、アメリカのマサチューセッツ州がエクソンモービル社に対して起こした訴訟で多くの文書が開示され、明らかになりました。

■ 「隠ぺい」から「グリーンウォッシュ」へ

こうした一部のオイルメジャーや石油協会による隠ぺい策は、1997年に京都議定書が採択されたところから変わり始めました。彼らは気候変動を否定するのではなく、「石油業界も再生可能エネルギーへ転換する」という広告を行うようになったのです。しかし、派手な広告とは裏腹に、彼らは再生可能エネルギーなどにはわずかな投資しか行いませんでした。

例えば、エクソンモービル社はSNS上で「当社はどの会社よりも多くのCO₂を回収しています」という広告をしていました。しかし、同社はこの広告を出している時期にCO₂回収のための投資や資金支出を行っていませんでした。石油大手のシェル社も、「植林によるクレ

ジットでカーボンオフセット」という広告をしていましたが、その量は排出量のごく一部でしかありませんでした。このため、イギリスの広告基準局（ASA）は同社の広告を禁止しました。また、ASAは、アイルランドのライアンエアー社が行っていた「欧州で最も排出量が少ない航空会社」との広告を禁止しました。

2023年7月、オーストラリアの競争・消費者委員会（ACCC）は企業広告に関するガイダンス案を公表しました。この案は、「環境にやさしい」「サステナブル」といった抽象的な表現で環境に関する主張をするためには正確な根拠に基づかなければならないとしています。

国連による「非国家主体のネットゼロコミットメントに関するハイレベル専門家グループの報告書」でも、企業に対してはグリーンウォッシュとならない具体的かつ裏付けのある対策が求められています。この報告の中で、国連のグテーレス事務総長は、「私たちには、対応の遅れや見せかけの行動、いかなる形のグリーンウォッシュも許容している余裕はない」と述べています。

■ 「グリーンウォッシュ」に対する裁判

行政による指導だけでなく環境保護団体や消費者保護団体がグリーンウォッシュに対して提訴する動きも起きています。

2024年3月20日、オランダのアムステルダム地方裁判所は、KLM オランダ航空による「Fly Responsibly」キャンペーン及び「CO₂ZERO」サービスの一環として行われた広告を消費者法違反とする判決を出しました。

この訴訟は、2022年7月にフォシルフリー（Fossil Free）というNGOが提訴していたものです。判決の基礎となった不公正取引法は、EUの2005年の不公正取引指令に基づくものでした。広告は、植林によるクレジット（排出削減証書）で飛行時のCO₂を相殺できるとしてKLMでの旅行を顧客に推奨するものでしたが、環境に関する主張は真実でなければならず、消費者に誤解を与えないよう、明確で具体的に、正確かつ明白な方法で、根拠をもって表示されなければならないが、これらの広告は不確実なことをバラ色に描きすぎているなどとして、違法とされました。

■ グミの広告を違法としたドイツ最高裁

2024年6月には、ドイツの最高裁でも、「気候中立 (climate neutrality)」との広告の差止めを命じる判決が下されました。

問題になったのはグミの広告です。パッケージには、「私たちの気候にもおいしい」というキャッチコピーとともに、「2021年以降、全ての製品が気候中立です」という説明が載っていました。しかし、この会社がいう「気候中立」は、製造過程でCO₂を排出しないという意味ではなく、排出分に相当するクレジット(削減量)を購入することで埋め合わせたものでした。ドイツではこのグミだけでなく、非常に多くの商品が「気候中立」として売られていますが、「気候中立」というイメージだけが独り歩きしてしまっている現状があります。

ドイツでは、消費者に誤った判断を引き起こすような事業者の行動が違法(不正競争行為)として禁じられています。このため、競争の保護活動を行って団体「消費者が誤った判断を引き起こす」として広告の差止めを求める訴訟を起こしました。

2024年6月27日、連邦裁判所(民事事件の最高裁に当たる)は訴えを認め、広告の差止めを命じました。最高裁は、「消費者にとっては、製造過程でCO₂を排出しないことの方がクレジットの購入より価値がある」として、「どのような方法で気候中立を達成しているのかは、広告の中で示されなければならず、(インターネットサイトでの説明のような)別の場所で情報提供することでは足りない」と判断しました。消費者が商品を選ぶ際

に必要な情報を得ることを重要視した判決と言えます。

EUでは2024年3月に不正取引方法指令が改正され、環境主張についての解説を指令の中に取り入れ、根拠と実証が必要であることを明らかにしました。

■ アメリカのグリーンウォッシュ訴訟

アメリカでもグリーンウォッシュに対する訴訟が多数提起されており、世界の中でも圧倒的な数になっています。ほとんどの訴訟は州の司法長官が企業に対して起こしたものです。こうした訴訟のモデルになったのは、タバコ訴訟だと言われています。タバコの健康被害を十分に説明せず、ポジティブな広告のみを行っていたことを問題にした訴訟で、最終的にタバコメーカー側が多額の賠償金を支払うことで和解になりました。先に紹介したエクソンモービル社の訴訟も、アメリカ・マサチューセッツ州が起こしたものです。

このように、グリーンウォッシュは当・不当や倫理的な問題を超え、違法性が問われる問題になっています。企業の側も、環境配慮を打ち出す広告には慎重になることが求められています。

法曹界でも、イギリス「ロー・ソサエティ」(事務弁護士協会)が法律事務所やソリシター(事務弁護士)向けに定めた「気候変動ガイダンス」(Climate Change Guidance)の中で、気候変動に対する企業の責任や、グリーンウォッシュに当たらないかなど、法律家としてのアドバイスをを行うことを求めています。

(浅岡美恵、小島寛司)



KLMの広告画像 2024年5月10日開催セミナー
「消費者目線で“気候グリーンウォッシュ”広告を問う第4回」での浅岡発表資料より

～神戸製鋼火力発電所事件

日本でも、石炭火力の新設・稼働などに係る気候訴訟が提起されています。

■ 日本の石炭火力発電所をめぐる状況

石炭火力発電は、高効率でも天然ガス火力発電の2倍のCO₂を排出し、大気汚染物質の排出も多く、環境負荷の大きい発電方法です。しかし、石炭は天然ガスよりも安価であるため、21世紀に入ってよりシェアを高めました。特に、2011年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の停止による一時的な電力不足や電力自由化を背景に、全国各地で石炭火力発電所の新增設が計画され、2013年4月、「超々臨界圧(USC)以上の石炭火力発電の場合は、日本のCO₂排出削減の中期目標との整合性が図られているものと整理する」とした経済産業省と環境省の「局長級会議取りまとめ」によって、石炭火力新設に際しての環境影響評価手続において、CO₂の排出がもたらす影響の調査・予測・評価は実質的になされない取り扱いとなりました。

こうした中で、2015年に、神戸製鋼が、関西電力の募集に応じる形で、神戸市灘区の高炉製鉄所跡地に130万kWの石炭火力発電の新設を計画しました。この場所には、2000年代初期から神戸製鋼の石炭火力発電所2基(140万kW)が稼働しています。

この計画に対して、周辺住民が反対の声を上げました。その理由は二つです。一つは、大気汚染の問題です。石炭火力発電所は、石炭を燃焼させて発電するため、SO_xやNO_x、PM2.5などの大気汚染物質が発生します。神戸市灘区は、歴史的にも大気汚染が問題になってきた地域であり、近隣にはたくさんの学校や病院があることから、住民への健康への影響が懸念され、石炭火力発電所の新設に反対の声があがりました。

もう一つの理由は、気候変動の問題です。石炭火力発電所は、地球温暖化をもたらすCO₂を大量に排出し、気候変動を加速させます。国際社会では、先進国は2030年までに石炭火力発電所を全廃する必要があるとされています。

そこで、周辺住民は、時代に逆行する石炭火力発電所建設について、国を被告とする行政訴訟(環境影響評価の確定通知取消訴訟)と、神戸製鋼とコベルコパワー神戸第二に石炭火力の稼働、およびその電力を継続的に購入する契約を締結している関西電力に発電指示の差し止めを求める民事訴訟を提起しました。原告となった周辺住民には、幼児から高齢者までいます。ここでは気候変動の問題に絞って経過を紹介します。



発電所の建設予定地 建設前の様子
(撮影：神戸製鋼火力発電所事件原告)

■ 行政訴訟の経過

神戸に石炭火力発電所を新設するに当たっては、環境影響評価が必要です。経済産業大臣は、この報告を確認し、「環境の保全に適性に配慮」された事業内容であり、そのまま計画どおりに石炭火力発電所の建設を進めても問題ないと判断し、事業者に対して、環境影響評価の「確定通知」を出しました。この通知に対し、周辺住民が「通知は違法」として提起したのが、行政処分の取消を求める行政訴訟です。

行政訴訟では処分の取消訴訟を提起することができる人(原告適格といいます)は、「法律上の利益を有している人」、即ち自分の権利利益が侵害される人に限られます。そこで、原告らは、確定通知によって石炭火力発電所が建設され、年間760万トンのCO₂が排出されることによって大気中のCO₂濃度が高まり、温暖化が進行し、より気候変動の影響を受けることになり、原告らの生命、身体、財産に対して危険が及ぶと主張しました。例えば、熱中症のリスクが増加することや、ハザー

ドマップなどで、豪雨による土砂崩れ等の被害に遭うおそれがあること等などです。他方、国は、気候変動への対応はあくまで政策の問題であって、法的に個人の権利として認められておらず、取消訴訟を提起することはできない、と主張しました。

一審の大阪地方裁判所は、2021年3月、地球温暖化による被害は特定の地域の人にだけ生じる問題ではなく、世界全体の問題であり、個人の法的な権利を認めた法律はなく、政策で対応されるべき問題であるとして、原告らの裁判を提起する権利を認めませんでした。

周辺住民は控訴しましたが、2022年4月、大阪高等裁判所は、気候変動による被害が重大なもので、人類にとって喫緊の課題であるとは認めましたが、現時点では周辺住民が裁判を提起する権利はないとしました。

東京電力と中部電力の合併会社であるJERAによる横須賀石炭火力発電所の新設についても、住民らが行政訴訟を提起しましたが、原告らの原告適格をおける原告適格は認められませんでした。

■ 民事訴訟の経過

民事訴訟で原告らは、早期の廃止が求められている石炭火力発電所を新設・稼働させることは地球温暖化を止めていこうとする国際社会の取組みに逆行するも

ので、周辺住民を含む世界中の人々が、今以上に、様々な形で被害を受けることになる」と主張しています。

これに対して事業者は、「そもそも気候変動による被害を受けない利益は法的利益とは認められない」、「新設される石炭火力発電所からのCO₂の排出量は世界のなかでわずかであり、周辺住民に生じる被害との間には因果関係がない」などと反論しています。

一審の神戸地方裁判所は、2023年3月、気候変動による被害について、具体的な危険が認められる場合には、差止め請求が認められるとしましたが、現時点で周辺住民がいつどのような形で被害を受けるかはわからないとし、国内外で気候変動対策が進められていることから、現時点では周辺住民に対して具体的な危険が生じているとは言えないとしました。さらに、石炭火力発電所から排出されるCO₂と周辺住民の被害との関連性は希薄であることや、CO₂の排出削減は本来的には民主的過程を経た政策によって決定すべきであることなどを挙げて、法的な因果関係を認めませんでした。2025年4月24日に大阪高等裁判所は神戸地方裁判所の判決をほぼ踏襲し、原告の請求を棄却しました。原告たちは上告せず、若者気候訴訟など、「司法の場を中心に気候変動についての責任と対策を問う人々や世論を一層喚起する運動を支援」していくとしています。

(青木良和)



行政訴訟一審判決時の様子
撮影：神戸製鋼火力発電所事件弁護団

ドイツや米国、インド、ハワイや韓国、台湾などで若者たちが国や企業に気候訴訟を提起し、勝訴判決に至った例も多く、勝訴的和解を実現した例も生まれています。2024年8月6日、日本でも中学生を含む北海道から九州までの16人の若者たちが名古屋地方裁判所に、日本のエネルギー起源CO₂の3割以上を排出している火力発電事業者10社を被告とし、日本の不法行為法を根拠法として、発電部門での排出削減を求める訴訟を提起しました。若者世代は現在の高齢世代よりも数倍、深刻な気候変動の影響をその生涯において受けることになります。その程度は、とりわけ2030年までの排出削減にかかっています。

そこで、被告企業らに、少なくとも、IPCC第6次評価報告書統合報告書によるCO₂排出削減の経路(2019年比で2030年に48%削減、2035年に65%削減)の実現を求めています。

電力セクターは最大の排出源であり、再生可能エネルギーという経済合理性のある代替手段がありことから、国際的に、他のセクターに優先して先行的に排出削減を進め、先進国は2040年までに脱炭素化していくことが確認されています。IPCC第6次統合報告書によるこの削減経路は、最低限の水準と考えられます。

原告たちは、すでに、それぞれの生活場所での日常生活でさまざまな影響を受けていますが、今後、さらに激甚化する気候変動の影響から生活も行動も制約を受けることになります。危険な気候変動の影響から護られることは、人々の基本的権利であり、国や企業はその権利を護るための行動が求められていることを訴えた訴訟に、共感が広がっています。この訴訟の進行は、気候ネットワークのホームページ及び若者気候訴訟のホームページ(<https://youth4cj.jp/>)で紹介されています。(浅岡美恵)



名古屋地方裁判所前で、2025年5月22日の第3回期日に臨む若者気候訴訟の原告たち

参考文献

- 1 世界の気候訴訟を先導したアージェンダ訴訟（オランダ）
<https://www.urgenda.nl/en/home-en/>
（アージェンダ（Urgenda）のウェブサイト）

<https://www.urgenda.nl/en/themas/climate-case/>
（判決の詳細掲載ページ）
- 2 シニア女性が起こした気候訴訟（スイス）
<https://www.klimaseniorinnen.ch/>
（シニア女性の会ウェブサイト）

<https://climatecasechart.com/non-us-case/union-of-swiss-senior-women-for-climate-protection-v-swiss-federal-council-and-others/>
（Sabin Center for Climate Change Law）
- 3 連邦気候保護法を違憲とした憲法裁判所（ドイツ）
https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2021/03/rs20210324_lbv265618
- 4 インド最高裁判所が開いた地平
<https://climatecasechart.com/non-us-case/pandey-v-india/>

<https://climatecasechart.com/non-us-case/hindustan-zinc-ltd-v-rajasthan-electricity-regulatory-commission/>
（いずれも Sabin Center for Climate Change Law）
- 5 韓国の若者たちの挑戦
<https://climatecasechart.com/non-us-case/byung-in-kim-et-al-v-south-korea/>
（Sabin Center for Climate Change Law）

<https://forourclimate.org/newsroom/966>
（Solutions for Our Climate のステートメント）

<https://www.humanrights.go.kr/eng/board/read?boardManagementNo=7003&boardNo=7610565&page=1&searchCategory=&searchType=&searchWord=&menuLevel=2&menuNo=114>
（韓国国家人権委員会のプレスリリース）
- 6 パリ協定を人権条約とした最高裁判決（ブラジル）
「Brazil's Supreme Court Rules Paris Agreement Is a Human Rights Treaty」
<https://www.ecowatch.com/brazil-supreme-court-paris-agreement-human-rights.html>
（ecowatch ウェブサイト）

「Brazilian court world's first to recognise Paris Agreement as human rights treaty」
<https://www.climatechangenews.com/2022/07/07/brazilian-court-worlds-first-to-recognise-paris-agreement-as-human-rights-treaty/>
（Climate Home News ウェブサイト）
- 7 モンタナ州若者気候訴訟（米国）
<https://www.ourchildrenstrust.org/>
（ourchildrenstrust のウェブサイト）
- 8 ハワイ
<https://climatecasechart.com/case/united-states-v-hawaii/>

<https://climatecasechart.com/case/navahine-f-v-hawaii-department-of-transportation/>

<https://climatecasechart.com/case/in-re-hawaii-electric-light-co-3/>
（いずれも Sabin Center for Climate Change Law）
- 9 ペルーの農民がドイツの電力会社相手に起こした民事訴訟（ドイツ）
<https://www.germanwatch.org/en/climate-litigation>
（germanwatch のウェブサイト）

https://nrwe.justiz.nrw.de/olgs/hamm/j2025/5_U_15_17_Urteil_20250528.html
（裁判所のウェブサイト）
- 10 オイルメジャーには削減義務がある～シェル事件（オランダ）
<https://en.milieudefensie.nl/climate-case-shell>
（milieudefensie ウェブサイト）
- 11 「グリーンウォッシュ」広告に対抗する訴訟
<https://climatecasechart.com/non-us-case/fossielvrij-nl-v-klm/>



執筆者一覧

- 弁護士 浅岡美恵（京都弁護士会、気候ネットワーク代表理事）
弁護士 増本志帆（大阪弁護士会）
弁護士 千葉恒久（東京弁護士会）
弁護士 喜多啓公（大阪弁護士会）
弁護士 和田重太（大阪弁護士会）
弁護士 小島寛司（愛知県弁護士会）
弁護士 青木良和（兵庫県弁護士会）

世界の気候訴訟

危険な気候変動から護られる権利の確立へ

発行月：2025年7月

発行者：特定非営利活動法人気候ネットワーク

監修：浅岡美恵

デザイン：荒木美保子